

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	専用水道設置者等に対する改善指示等
概要	大阪市長は、専用水道において、法第5条の施設基準に適合しなくなった場合、改善の指示を行います。また、水道技術管理者が継続して職務を怠った場合は水道技術管理者の変更を勧告します。簡易専用水道の管理が厚生労働省令に定める管理基準に適合しなくなった場合、必要な措置を採るよう指示します。
根拠法令等 及び条項	水道法第36条
処分基準	<p>（第1項関係） 専用水道において、法第5条に規定する施設基準に適合しなくなったと認め、かつ国民の健康を守るため緊急に必要であると認めるときは、当該施設設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。 なお、改善に要すべき期間については、次の事項等を勘案して定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改善すべき施設の範囲 2 工事の規模等に応じた調査、設計、資金調達、所要手続等の準備期間 3 工事の施工に必要な期間 <p>（第2項関係） 水道技術管理者がその職務を怠り、警告を發したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、当該施設設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>（第3項関係） 簡易専用水道の管理が、水道法第39条第3項に規定する報告の徴収、立入検査等の結果、同法施行規則第55条に規定する管理基準に適合していないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期間を定めて清掃その他必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p>
ホームページ	
備考	